

## I：生殖補助医療

世の中には、子を望んでも子を授かることができない人がいる。その際には、不妊治療や不妊手術を行ったり、妊娠しやすい環境づくりを行う妊活をすることがある。

<b>人工授精</b>	男性の精子を女性の子宮に移植する方法
<b>体外受精</b>	男性の精子と女性の卵子を体外で受精させ、受精卵を子宮に移植する方法
<b>代理出産</b>	受精卵を第三者の女性の子宮に移植する方法 ※この第三者の女性を代理母というが、代理母の身体的な危険性や親権の問題あり

## II：臓器医療

<b>心臓死</b>	人の死は心臓の停止で判断するもの
<b>脳死</b>	人の死は心臓が動いていても脳機能の回復が不可能な状態であるかで判断するもの

### ◆臓器移植法（1997年制定）

次の条件を満たす場合には、法的に他者に臓器を移植する臓器移植が認められた。（自己決定権の尊重）

			家族				
			不在	同意		拒否	
				書面	口頭	書面	口頭
本人	同意	書面	○	○	○	×	×
		口頭	×				
	拒否	書面					
		口頭					
意思不明		×	○	×			

※まとめると臓器移植が可能なのは

- ①本人が書面で移植に同意して、家族がいないまたは家族が拒否していない場合
- ②本人の意思が不明で、家族が書面で移植同意している場合

臓器移植の場合に限って、脳死状態は「人の死」と判断される。この法律によって臓器を他者に移植する臓器移植が法的に可能になった。（提供者＝ドナー、受取者＝レシピエント）

## III：延命治療と死

<b>尊厳死</b>	延命治療の停止による自然死（消極的安楽死）
<b>安楽死</b>	薬物投薬による死（積極的安楽死）
<b>リビング・ウィル</b>	自分の死に関する意思のこと 生前に文書などで臓器移植の可否などの意思を表明しておく。
<b>インフォームド・コンセント</b>	患者が、医師から病気や治療内容について説明を受け、それに同意する形で治療の選択をすべきという考え方。

## I：情報社会

インターネットやSNS(ソーシャルネットワーキングサービス)の発展により、様々な情報が対面ではなくオンライン上で共有されるようになった。その内容が思想や政治に大きくつながることもある。

## II：情報社会の問題

ネットワーク障害	電力や交通などのインフラには様々なネットワークが活用されているが、ネットワーク障害によりシステムダウンすると、インフラが機能しなくなるといった問題が生じる。
サイバー犯罪	コンピュータへの不正侵入や不正アクセスをすることで、システムに障害を与え、社会が混乱するという問題が生じる。
個人情報管理	個人情報がデータベース化されてインターネット上に存在されるも、その個人情報が流出されたり、売買されたりして悪用されるという問題がある。
知的財産権の侵害	インターネットでの情報交流が盛んになったことで、書籍や楽曲などがデジタル上で広まり、作者の権利(知的財産権)を侵害するという問題がある。
SNS上のトラブル	SNSなどのインターネット上は発言が自由で制限があまりされていないことから、誹謗中傷、差別発言などネットいじめが起きてしまうという問題がある。また、出会い系サイトなどが犯罪を誘発する場になることもある。
フェイクニュース	あたかも正しい情報かのように流れるうその情報のことで、それに人々が左右されるという問題がある。

## III：情報用語

マスメディア	新聞やテレビなどの大量メッセージを不特定多数に拡散できる情報メディアのこと。
ユビキタス社会	いつでも、どこでも、だれでもコンピュータネットワークを通じれば情報にアクセスが可能になっている社会のこと。
デジタル・デバイド	情報機器を使える人と使えない人、情報技術の恩恵を受けることができる人とできない人、情報格差による経済格差などのこと。
忘れられる権利	すでに拡散した個人情報(犯罪情報など)について、SNSなどのサイトに申請することで削除を求める権利のこと。
メディア・リテラシー	情報リテラシーともいう。情報を受け取る側に求められる、メディアが伝える情報を批判的に使いこなし、情報の質(正確性)を見極めて、主体的に読み解く能力を身につけること。情報社会を生き抜く上では必要な能力。

## IV：情報社会の問題対策

放送倫理・番組向上機構の設置(BPO)	NHK(日本放送協会)と日本民間放送連盟が2003年に設置した第三者機関で、放送による言論と表現の自由を保障しながらも、視聴者からの意見や人権被害を受け付けて放送局に勧告を行う。
ファクトチェック	主に政治家の発言内容などを事後に、事実即して確認・点検・評価するジャーナリズムの手法で、アメリカで積極的に取り組まれている。
不正アクセス禁止法の制定	2000年に日本で施行。他人のパスワードを使用するなどして、他人のコンピュータへの不正侵入を禁止した。 <b>他人のコンピュータに侵入することは処罰対象</b> とした。
青少年インターネット規制法の制定	18歳未満の青少年が有害な情報(わいせつ・残虐・犯罪や自殺を請け負う内容)を閲覧する機会を少なくすることを目的とした法律。これらが閲覧できないようにする <b>フィルタリングサービス</b> などを事業者が義務付けたが表現の自由の統制につながるという指摘もある。

I： 知的財産権

産業財産権	特許権	物や方法を発明した人の権利	特許法
	実用新案権	物品の形状や構造、組み合わせに係る考案(小発明)	実用新案法
	意匠権	商品のデザインに関する権利	意匠法
	商標権	文字・図形・記号・立体的形状・色彩やこれらを結合したものに關する権利	商標法
著作権	思想・感情を創作的に表現した文芸・学術・美術・音楽に關する権利	著作権法	
育成者権	新しい品種の農作物や花に關する権利	種苗法	

II： 著作権

著作権法 第二条

この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 著作物 **思想又は感情を創作的に表現したものである**、  
**文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの**をいう。

著作物に該当しないもの	①データや事実の羅列(技術的な成果を除く) ②風景や歴史上の事実 ③ありふれた表現 ④頭の中の思想やアイデア ⑤プログラム言語 ⑥規約や解放(アルゴリズム)
著作物だが著作権の対象でないもの	①憲法、法令 ②国や地方自治体が発する告示・通達など ③裁判所の判例・決定・命令 ④その翻訳物や編集物で国や地方公共団体が作成したもの ※政府が刊行する白書や報告書は著作権法で保護される。

◆著作権の発生

**著作者が著作物を創作した時**にその著作物に対する著作権が発生する。

著作権の取得には申請や登録は不要であり、登録制度は存在するも著作権発生要件ではない。

◆著作権の有効期間

基本的には**死後50年**まで有効。ただし、映画は著作物の公表後70年。

無名・変名の著作物や団体名義の著作物は創作後50年。

III： 著作権の侵害の例外

著作権は、次の場合には侵害されないものとしている。

私的利用のための複製	個人的・家庭内などで個人の娯楽や学習のために録音・録画するような場合
写りこみ	写真や映像の撮影で、他人の著作物が写りこみ、写真や映像から分離できない場合 ※著作者の利益を不当に害する場合を除く
検討過程	企業の会議などで著作物を使用するかを検討する場合
開発・実用化のための試験	著作物の録音・録画・そのほかの技術の開発や実用化の試験に使用する場合
引用	①公表された資料を②公正な慣行に合致し③報道・批評・研究などを目的とした「 <b>正当な範囲内</b> 」で④引用部分とそれ以外の部分の「 <b>主述関係</b> 」を明確にし、⑤引用の「 <b>必然性</b> 」があり、⑥出所の明記がされている場合
教育機関における複製	非営利の学校やその他の教育機関で使用する場合 ※塾や予備校、YouTube(営利)の講義は除くとされている
試験問題としての複製	試験や検定の問題として複製して使用する場合 ※著作者の利益を不当に害する場合を除く
非営利行為	非営利かつ無料、実演家が無報酬である場合(文化祭など)や、営利目的でない伝達、貸与などは可能。
美術・プログラムの著作物	美術の所有者による展示(条件あり)やプログラムの所有者がPCなどに入れて使用する場合

## I: キャッシュレス決済

現金(硬貨や紙幣)を使用せずにお金のやりとりを行うこと。

### ●キャッシュレス決済の種類

種類	主な支払方法	支払時期
電子マネー	非接触型	前払い(プリペイド)
デビットカード	接触型	即時払い(リアルタイムペイ)
クレジットカード	接触型	後払い(ポストペイ)
スマートフォン決済	コード型 非接触型	前払い・即時払い・後払い いずれも可能

### ●キャッシュレス決済の長所と短所

メリット	・現金を持ち歩く必要がない	・ポイントが付与されることがある
デメリット	・支払いが可能な店舗に限られる ・使いすぎる可能性がある	・媒体の紛失や盗難の可能性はある

### ●世界の動向

アメリカ、韓国はクレジットカード決済が主流。  
スウェーデンは、スマートフォン用の決済アプリが普及。  
中国は、二次元コード決済が普及。  
→日本での普及は遅め。

## II: 資産運用

資産運用とは、自分の持っているお金(資産)を貯めるために貯金したり、増やすために投資すること。

### ●資産運用の種類

貯金の場合	普通預金、定期預金、積立預金など
投資の場合	株式、債券、投資信託など

### ●資産運用の注意点

<b>不確実性</b>	金融商品には、リスクがある。 リスクとリターン(収益)は <b>トレードオフの関係性</b> であり、 リスクは小さくてリターンは大きいものは存在しない。
<b>自己責任</b>	リスクを負うことになっても、責任は資産運用を決意した 自分自身にある。

### ●金融商品の選択のポイント

#### ①自身のリスク許容度

**安全性、収益性、流動性**を考慮して、自分がリスクを負える範囲であるかに注意をして選択をする必要がある。

#### ②中期・長期的な運用

投資では、「**長期**」「**積立**」「**分散**」の3つの視点で、価格の上昇を期待し、中期・長期で運用する必要がある。

### ●投資の効果

投資によって、経済や社会全体の発展に寄与できる。  
環境問題、社会問題、企業統治を重視して投資先を選ぶ**ESG投資**も注目されている。

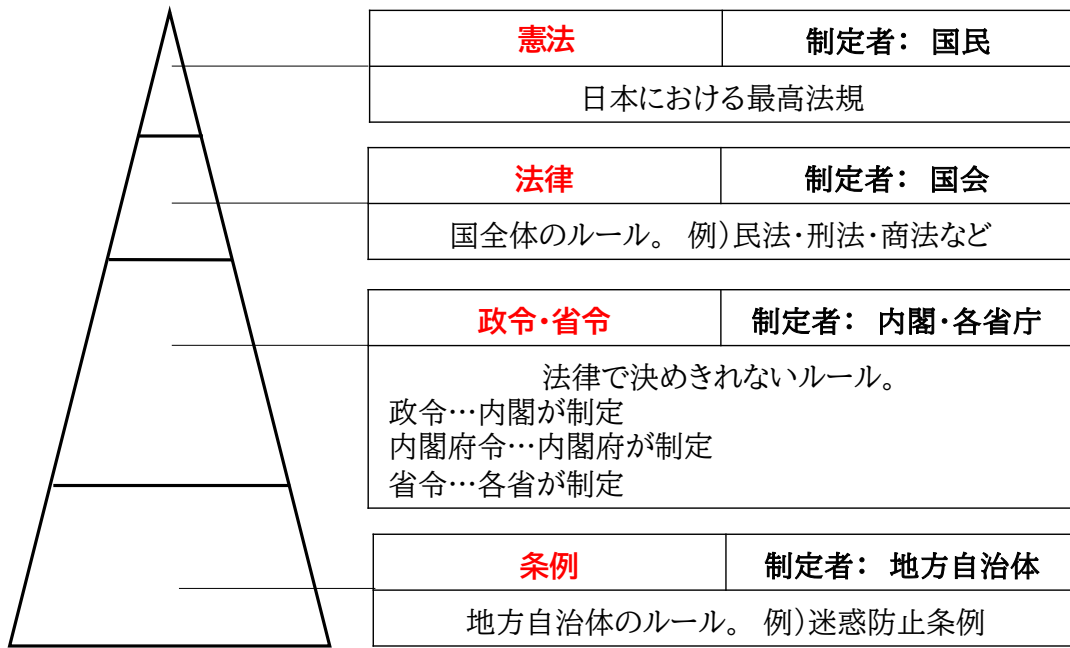
#### □ **トレードオフ**(A)

あちらを立てれば、こちらが立たずという関係性のこと。  
片方を求めると、もう片方は失う。

#### □ **分散**(C)

リスクを分散すること。  
一つの金融商品にまとめて投資することは避け、様々な商品に分散させるという視点。

I: 日本の法体系



II: 六法

日本の法のうち、特に主要な法を「六法」という。

<b>憲法</b>	国の最高法規。 ◆原則 「国民主権」「平和主義」「基本的人権の尊重」
<b>民法</b>	私人間の権利の争いについて定めた法律。 ◆原則 「権利能力平等の原則」「所有権絶対の原則」「私的自治の原則」
<b>刑法</b>	国内で罪を犯した者に対して刑罰を定めた法律。
<b>商法</b>	商行為・商事について定めた法律
<b>民事訴訟法</b>	民事訴訟に関する手続について定めた法律
<b>刑事訴訟法</b>	刑事事件で刑罰法令を適正かつ迅速に適用実現することを目的「平和主義」とした法律



<b>行政法</b>	行政手続に関する法令の総称。 例) 行政手続法、行政代執行法、行政不服審査法、国家賠償法
------------	---

III: 要件と効果

刑法 第199条 (殺人)

人を殺した者は、死刑又は無期若しくは五年以上の懲役に処する。

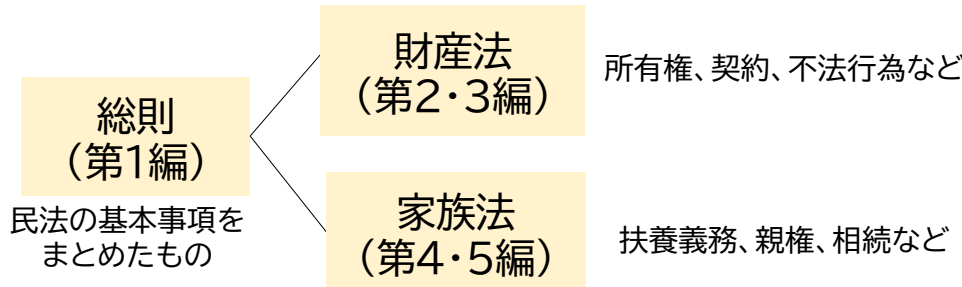
要件

効果

要件  
「～すると」のように効果の  
対象となる行動を指す部分。

効果  
「～に処する」のように行動によってど  
のような影響があるかを指す部分。

I: 民法の内容



II: 私法の原則

<b>権利能力平等の原則</b>	出生した自然人であれば権利能力が平等に与えられるという原則
権利能力は次のようなものがある。 ◆意思能力…自分の法律行為によってどのようなことが起こるかが理解できる能力 ◆行為能力…自分ひとりで有効な法律行為ができる能力 ※場合によっては制限される。	
<b>所有権絶対の原則</b>	物の所有者が使用、処分などの自由に扱うことができるという原則
<b>日本国憲法第29条</b> 財産権は、これを侵してはならない。 ② 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。 ③ 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。	
<b>私的自治の原則</b>	人は自由に契約などの私的関係を結ぶことができるという原則
<背景> 個人は自由・平等で、権利や義務については自分で決めるべきとする考え方 <例外> 公共の福祉や公序良俗に反する場合	

権利能力(c)

権利や義務の主体となる能力のこと。

公序良俗(公B)

日本の民法90条に定める公共的に認められている倫理。モラル。

III: 過失責任の原則

**不法行為**…故意または過失によって、他人の権利を侵害する行為

**過失責任の原則**…加害者側に故意または過失がない場合には損害賠償責任を負わないという原則。

⇔ **無過失責任の原則**…加害者側に故意・過失がなくても原則責任を負うという原則。  
例) 製造物責任法(PL法)

故意(c)

意図的。わざと。  
故意がある=意図的に。

過失(c)

不注意のこと。  
過失がある=不注意だった

製造物責任法(PL法)(A)

1994年制定  
製造物の欠陥などの問題により消費者が身体、生命、財産に損害を受けた場合に、製造者(企業側)に故意がなく、無過失でも損害賠償の責任を定めた法律。

## I：成年年齢

成年は**18歳**(2022年4月までは20歳)。

民法 第4条 (成年)  
年齢**十八歳**をもって、成年とする。

## II：未成年者の法律行為

未成年者が行った法律行為(契約など)は**取消しが可能**。

(詳細は、「制限行為能力者」「契約と取消し」をCheck！)

### 民法 第5条 (未成年者の法律行為)

未成年者が法律行為をするには、その法定代理人の同意を得なければならない。(略)

2 前項の規定に反する法律行為は、**取り消すことができる**。

## III：親権

未成年者は親権を持つ父母に従う必要があるが、**成年者はその必要がない**。  
親権をもつ人は、**監護や教育を受けさせる権利**を持ち、義務を負う。

### 民法 第818条 (親権者)

成年に達しない子は、**父母の親権に服する**。

### 民法 第820条 (監護及び教育の権利義務)

親権を行う者は、子の利益のために**子の監護及び教育をする権利**を有し、義務を負う。

## IV：未成年者の労働

中学校を卒業する年度が終わるまで(**15歳**まで)労働はできない。

<例外>

13歳以上15歳未満の児童・13歳未満の映画製作や演劇をする児童が労働をする場合は、

次の条件を満たす必要がある。

- ①親権者の許可があること
- ②修学時間外に使用すること
- ③児童に有害でないこと
- ④労働が軽易なもの
- ⑤労働基準監督署長の許可があること

### 民法 第823条 (職業の許可)

子は、親権を行う者の許可を得なければ、**職業を営むことができない**。

### 労働基準法 第56条 (最低年齢)

使用者は、児童が**満十五歳**に達した日以後の最初の三月三十一日が終了するまで、これを使用してはならない。

② 前項の規定にかかわらず、(略)。児童の健康及び福祉に有害でなく、かつ、その労働が軽易なものについては、行政官庁の許可を受けて、**満十三歳以上の児童をその者の修学時間外に使用することができる**。映画の製作又は演劇の事業については、**満十三歳に満たない児童についても、同様とする**。

## I: 少年法

20歳未満の者の犯罪については「**少年法**」で定める。(2021年改正)

少年	送致先	最大刑
17歳以下 <b>特定少年</b> 18・19歳	17歳以下の少年 原則 <b>家庭裁判所</b> (審判)	無期懲役刑
特定少年	家庭裁判所→ <b>地方裁判所</b> ※ <b>検察官</b> に <b>逆送</b> する	<b>死刑</b>

### 少年法 第3条 (審判に付すべき少年)

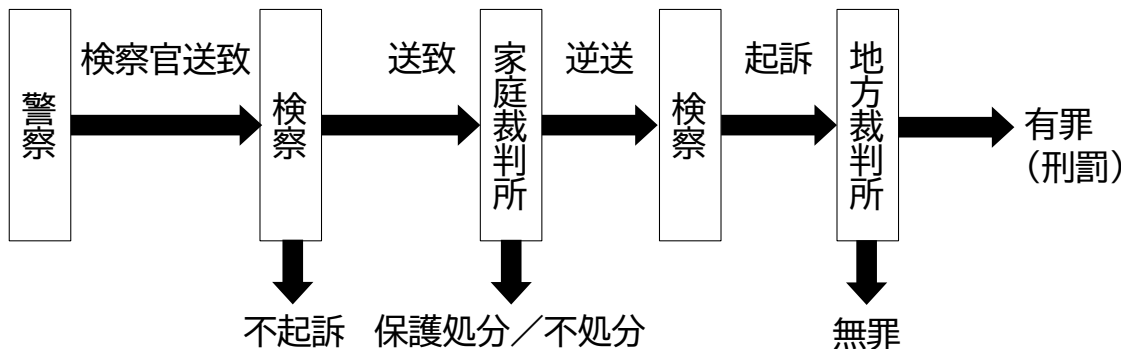
次に掲げる少年は、これを**家庭裁判所**の審判に付する。

- 一 罪を犯した少年      二 十四歳に満たないで刑罰法令に触れる行為をした少年

### 少年法 第62条 (検察官への送致についての特例)

家庭裁判所は、**特定少年**(十八歳以上の少年をいう。以下同じ。)に係る事件については、(略)刑事処分を相当と認めるときは、決定をもって、これを管轄地方裁判所に対応する検察庁の**検察官**に送致しなければならない。

### ◆少年事件の手續の概要



## II: 検察審査会・裁判員

検察の不起訴判断が妥当かを判断する検察審査会と、裁判官と共に重大な刑事裁判の第一審に参加し、有罪無罪・量刑を判断する裁判員に、18歳以上が選ばれるようになった。

### ◆裁判員・検察審査員の対象年齢

	～令和4年	令和5年～
裁判員	20歳以上	<b>18歳以上</b>
検察審査員	1月31日まで 20歳以上	<b>2月1日より 18歳以上</b>



I： 契約の成立

民法 第522条（契約の成立と方式）

契約は、契約の内容を示して**その締結を申し入れる意思表示**(以下「申込み」という。)に対して**相手方が承諾をしたとき**に成立する。

2 契約の成立には、法令に特別の定めがある場合を除き、**書面の作成その他の方式を具備することを要しない。**

契約は、表意者の**申込み**と相手方の**承諾**があれば成立し、**書面である必要はない。**  
例)

- 売買契約…ものの購入に関する契約
- 雇用契約…労働に関する契約
- 消費貸借契約…お金の貸し借りに関する契約
- 賃貸借契約…物の貸し借りに関する契約

II： 無効と取消し

無効と取消しは同じようで実は違う。無効は、契約そのものが存在しない。  
取消しは、契約は取消しを宣言すれば取消し。そうでなければ有効になる。

	契約の発生	宣言がない場合
無効	なし	無効
取消し	あり	有効

III： 無効・取消しができるケース

無効	意思能力の欠如	民法 第3条の2（意思能力） 法律行為の当事者が意思表示をした時に <b>意思能力を有しなかったとき</b> は、 <b>その法律行為は、無効とする。</b>
	意思能力を持っていない人が行った法律行為は無効になる。	
	公序良俗違反	民法 第90条（公序良俗） <b>公の秩序又は善良の風俗に反する法律行為は、無効とする。</b>
	犯罪行為や倫理的に問題のあるような法律行為は無効になる。	
	心裡留保	民法 第93条（心裡留保） 意思表示は、表意者がその真意ではないことを知っていたときであっても、そのためにその効力を妨げられない。ただし、 <b>相手方がその意思表示が表意者の真意ではないことを知り、又は知ることができたときは、その意思表示は、無効とする。</b>
	自分も相手も本意ではないとわかっていた法律行為は無効になる。	
	虚偽表示	民法 第94条（虚偽表示） <b>相手方と通じてした虚偽の意思表示は、無効とする。</b>
取消し	自分も相手も嘘とわかっていた法律行為は無効になる。	
	制限行為能力者（未成年者など）	民法 第5条（未成年者の法律行為） 未成年者が法律行為をするには、その法定代理人の同意を得なければならない。ただし、単に権利を得、又は義務を免れる法律行為については、この限りでない。 2 <b>前項の規定に反する法律行為は、取り消すことができる。</b>
	制限行為能力者が行った法律行為は取消しが可能。	
	錯誤	民法 第95条（錯誤） 意思表示は、次に掲げる錯誤に基づくものであって、その錯誤が法律行為の目的及び取引上の社会通念に照らして重要なものであるときは、 <b>取り消すことができる。</b>
	錯誤（勘違い）をして行った法律行為は重要事項であれば取消しが可能。	
詐欺・強迫	民法 第96条（詐欺又は強迫） <b>詐欺又は強迫による意思表示は、取り消すことができる。</b>	
詐欺や強迫（害悪を予告される）を受けて行った法律行為は取消しが可能。		

## I：刑罰の種類

刑法とは、日本国内や日本国外にある日本の船舶、日本の航空機内で罪を犯した者にどのような罰をあたえるかを規定した法。

	拘束場所	刑務作業	詳細
死刑	拘置所	なし	法務大臣の命令により、生命を失わせる刑罰
懲役	刑務所	あり	刑務所に拘置し、刑務作業を行わせる刑罰
禁錮		なし	刑務所に拘置する刑罰
拘留	拘留場	なし	1日以上30日未満拘置する刑罰
罰金	納められない場合は 労役場	納められない場合は あり	1万円以上の金を納めさせる刑罰
科料		納められない場合は あり	1000円以上1万円未満の金を納めさせる刑罰
没収	なし	なし	凶器や報酬などを没収する刑罰

## II：刑事制度の諸問題

## ①死刑制度の存在

<目的> 犯罪の抑止効果

<問題点> ・憲法第36条の残虐な刑罰に該当すること  
・冤罪であった場合に取り返しがつかないこと

## 日本国憲法 第36条

公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる。

## ②冤罪の発生

<原因> ・日本で物的証拠よりも**自白を重視**する傾向にあること  
・**代用監獄(代用刑事施設)**などでの取り調べが長期であること

<解決策> ・取り調べの可視化  
・再審の実施

## III：過去の冤罪事件

	罪名	確定判決	無罪判決
弘前大教授夫人殺人	殺人	懲役	S52.2
加藤老事件	強盗殺人	無期懲役	S52.7
免田事件	強盗殺人	死刑	S58.7
財田川事件	強盗殺人	死刑	S59.3
松山事件	強盗殺人	死刑	S59.7
梅田事件	強盗殺人	無期懲役	S61.8
島田事件	殺人 他	死刑	H1.1
足利事件	殺人 他	無期懲役	H22.3
布川事件	強盗殺人	無期懲役	H23.5
東電OL殺人	殺人	無期懲役	H24.11
袴田事件	強盗殺人	死刑	現在再審中